	第三十号第二改訂版	第百十七号第四改訂版	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号改訂版	第百七十八号	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百十六号改訂版	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版	第十三号第十五改訂版
第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の五の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の六の操作装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の七のかど取装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の八のかど取装置の緊急再操縦持装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三号の十のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の二の施錠装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の三のイモビライザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四号の四の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の三の制動装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○